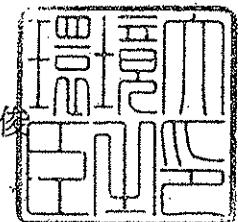


大  
諮詢 第 206 号  
環自野発第 061201002 号  
平成 18 年 12 月 1 日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣  
若林正俊



狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について（諮詢）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 11 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間を別表第 1 のとおりとすることについて、貴審議会の意見を求めます。

（別表第1）

次の表の左欄に掲げる区域の狩猟鳥獣の捕獲等をする期間を、右欄のとおり設定する。

対象獵鳥の捕獲等をする期間の設定について

改正內容

行規則（平成14年環境省令28号）第9条第1項に規定する法律（平成14年法律第88号）第11条第2項の規定による対象狩鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成14年法律第28号）第11条第2項の規定による期を下記のとおり改めるとともに、鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第11条第2項の規定による対象狩鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成14年法律第28号）第11条第2項の規定による期を下記のとおり改めるもの。

鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省

法第十一項第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間と表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。		区 域	狩 猎 鳥 獣 の 捕 獲 等 を す る 期 間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（獵年三月十五日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域において、カルモガモ（アタ）モクリナ）、スラニタ内アス・ボエキシガス・ハジロガモ（アノロカスペ）、アルカガス・エア・フグラ）、クモガモは、アスカガタモアグタクモ（アタ）、ホハヨロガモ（アテリラ）、ハシロガモ（アイヌ・マツリヤ）を捕獲する月三月二十日から翌年一月二一日まで（獵年三月十五日まで、北海道の区域内においては、毎年九月三十日未満まで（獵年二月未満）	区 域	狩 猎 鳥 獣 の 捕 獲 等 を す る 期 間
北海道の区域	毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで（獵年二月未満）	区 域	狩 猎 鳥 獣 の 捕 獲 等 を す る 期 間

2 改正理由 経験の浅い狩猟者の育成の場として獵区を活用するため。

